

こころの健康相談のお知らせ

うつなど心の病気ではないかと悩んでいる

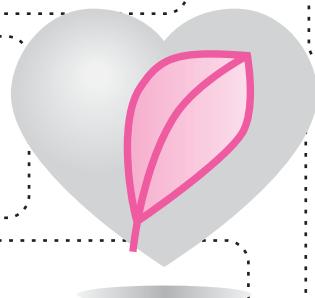
- ・よく眠れない、集中できない、職場に行くのがつらい
- ・コミュニケーションがうまくとれない、周囲になじめない

物忘れがひどくなってきた

- ・認知症の心配
- ・頭のケガや手術後に、怒りっぽくなったり、記憶力が低下した

思春期、青年期の相談

- ・学校に行けなくなった、人と接するのが怖い
- ・イライラして親を責めたり暴力をふるう、ひきこもりなど



お酒等に関する相談

- ・お酒やギャンブル等が止められない
- ・拒食や過食をくり返すなど

自殺関連の相談

- ・生きるのがつらく、死にたくなる
- ・家族が自死した後、いつまでも気持ちが落ち込み、自分を責めてしまうなど

このような悩みに専門医(精神科医)が相談に応じます。料金はかかりません。

★相談者はご本人でもご家族でもかまいません。

★相談は個別に行いますので、プライバシーは厳守されます。

と き：平成25年8月19日(月)午後2時～4時(予約制)

と こ ろ：幌延町保健センターYOU優

申込先：稚内保健所(宗谷総合振興局保健環境部保健行政室)

　　子ども健康推進課保健師(電話0162-33-3703)

　　幌延町保健センター(電話・告知端末機5-1790)

申込期限：8月12日(月)　不明な点はお気軽にお問い合わせください。

■ ■ ■ 町税の徴収を強化します ■ ■ ■

町では、税の公平性と貴重な自主財源である町税（道町民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税）を確保するため、徴収・滞納処分を強化します。

町税に未納がある方に対しては、文書・電話・戸別訪問による催告を行い、納税の促進を図っていますが、**再三の催告にもかかわらず、納税に対して誠意のない方に対しては、必要な調査を行った上で財産の差押（預貯金、給与、不動産等）を実施します。**

また、町が「町民税」と併せて徴収する『道民税』は、北海道の貴重な財源であり、納税されない方は、その徴収を北海道に引継ぎます。

北海道に徴収を引継いだ方へは、法律に基づき北海道（宗谷総合振興局税務課）から納税の催告や財産の差押などが実施されます。

なお、納期限内に納税できない方や、事情により納税が困難な方については、隨時、納税相談を受付けていますのでご連絡ください。

問い合わせ先

会計課財政グループ税務担当

電話 5-1113 (内線125・126) 告知端末機 5-8813